

令和4年度

仕様書

業務名称

篠路破碎工場管理棟空調設備整備業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

仕 様 書

I 委託業務の概要

- 1 業務名称
篠路破碎工場管理棟空調設備整備業務
- 2 業務内容
本委託業務は、篠路破碎工場施設管理棟の空調機（マルチ）2系統のうち、1階系統の室外機が故障したため、これを交換し、整備するものである。
- 3 履行期限
契約の日から令和4年12月20日まで
- 4 履行場所
札幌市北区篠路町福移153番地
篠路破碎工場付帯施設（旧篠路清掃工場）
- 5 業務範囲
 - (1) 対象設備
次の機器・設備の整備を行う。
 - ア 既設機器
名称：日立空冷式パッケージエアコン室外機
型式：RAS-NP850FS2
暖房能力：95.0kw
冷房能力：85.0kw
電源：3φ×200V×31.3kw
 - イ 新設機器
新設する機器は系統内居室利用見直しから、以下の仕様を満たすこと。
なお、室内機は再使用とする。
タイプ：パッケージエアコン（マルチタイプ）室外機
暖房能力：77.5kw
冷房能力：67.0kw
電源：3φ×200V×27.0kw
 - (2) 整備内容
整備内容は以下のとおりとする。
 - ア 新設室外機の設置・防雪フード組立取付
 - イ 室外機架台設置
 - ウ 冷媒配管（リニューアルキット溶接）機器接続
 - エ 冷媒配管保温材取付
 - オ 冷媒配管気密試験
 - カ 冷媒配管真空作業・真空試験
 - キ 配管化粧カバー取付
 - ク 冷媒ガス充填
 - ケ 冷媒ガス回収
 - コ 既設室外機撤去
 - カ 既設電気配線接続替え
 - キ 既設冷媒配管撤去
 - ク 各種試運転・試験

なお、詳細は本業務仕様書内訳書及び図面のとおり。

II 一般事項

1 提出書類

(1) 業務着手時に提出するもの

- ア 業務着手届 1部
※着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。
- イ 業務責任者指定通知書 1部
- ウ 業務責任者経歴書 1部
- エ 受託者との雇用関係を証明する書類等 1部
- オ 業務日程表 1部

(2) 現場作業前に提出するもの

- ア 施工計画書 1部
- イ 安全管理体制表 1部

(3) 業務完了時に提出するもの

- ア 整備報告書（写真含む） 1部
※各整備の整備前、整備中、整備後を撮影すること。
- イ フロン回収証明書 1部
- ウ フロン充填証明書 1部
- エ 完了届 1部

2 適用法令

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

(2) その他適用法令及び適用規格

業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。

- ア 日本工業規格
- イ 内線規程
- ウ 消防法
- エ 建築基準法
- オ 建設業法
- カ その他関連法令、規格

3 業務条件

(1) 点検業務

業務の実施時間帯は原則として下記のとおりとする。実施日は施設管理担当者と協議の上決定する。

・8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝日）に業務を行う場合、または上記時間帯を超過する場合は施設管理担当者と協議すること。

点検の結果、対象設備に受託者の責に起因する修繕及び改修の必要が発生した場合は、これに要する経費は全て受託者の負担とし、当該修繕及び改修内容は予め施設管理担当者の承諾を得ること。

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

4 業務担当者

次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

- ア 電気主任技術者
- イ 電気工事士
- ウ ボイラ技師
- エ 建築物環境衛生管理技術者
- オ 圧力容器取扱作業主任者
- カ 非破壊検査資格
- キ ボイラ溶接士
- ク 酸素欠乏危険作業主任者
- ケ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- コ その他関連法令等上で必要となる資格

5 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

6 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

7 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内含む）において禁止する。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な部品、材料、油脂等
- (3) フロン回収・処理・充填に係る経費
- (3) 文具等の事務消耗品
- (4) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の(1) (2)の検査、並びに(3)の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

- (1) 整備報告書等に基づく検査
- (2) 試運転検査
- (3) 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、

(ア) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

(イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

3 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、出来るだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施などを心がけること。
- (3) 本業務の履行において使用する物品・材料等は環境に配慮したものを使用すること。
- (4) 業務に伴い排出される廃棄物は、極力、減量、リサイクルすること。

4 その他

- (1) 業務にあたって受託者は、事前に業務内容を施設管理担当者と調整し承諾を得ること。
- (2) 作業の実施に伴い発生した廃金属は廃金属置場まで運搬すること。
- (3) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (4) 疑義が発生した場合についても、前号と同様とする。
- (5) 新型コロナウイルスの感染予防対策

ア 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。

イ コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。

ウ 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

内 訳 書

業務名称 篠路破碎工場管理棟空調設備整備業務

No.	名 称	規 格 ・ 仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額
直接業務費						
	部品費					
1	空冷式パッケージエアコン	日立 室外機 RAS-AP670SSR 三相200V 相当品	1	組		
2	防雪フード	亜鉛メッキ鋼板製（塗装）	1	組		
3	リニューアルキット	MRF-NP335S	1	組		
4	室外機架台		1	台		
施工費						
5	室外機据付費		1	式		
6	配管用化粧カバー	SD140 継手共	1	式		
7	室外機撤去費		1	式		
8	電気・操作回路電気 改修	既設配線接続替え	1	式		
9	耐圧・真空引き作業 費		1	式		
10	冷媒ガス補充費	R410A 25kg	1	式		
11	試運転調整費		1	式		
12	既設システム冷媒ガス 回収及び破壊処理費	R410A 43kg	1	式		
13	クレーン車使用料	60t吊り	1	式		
14	場内運搬費	廃金属置場へ	1	式		
15	屋上昇降用仮設階段足 場		1	式		
			小計			